

## 仕 様 書

(内容)

第1条 この仕様書は、広島市立安佐市民病院における駐車場管制装置等の賃貸借に関する必要事項等について定めるものとする。

(調達機器の仕様等)

第2条 駐車場管制装置にかかる調達機器及び設置場所は、別表1「調達機器一覧表」及び別図「駐車場管制装置設置場所」のとおりとする。

2 調達機器は、前項に規定するもののほか、全ての機器において未使用新品とする。

3 機器の搬入、据付、調整等、調達機器の設置・設定にかかる必要なすべての部材、作業及び手続き等に必要経費は本調達に含むものとする。

4 既設流用品は、別表2「既設流用品」のとおりとする。

(設置等)

第3条 受注者は、発注者と協議のうえ決定した日時までに駐車場管制装置等の設置、設定及び動作確認等を行い、発注者が使用できる状態にしなければならない。

2 受注者は、既設駐車場管制装置（発券機・精算機）の撤去・処分を行うこと。

3 受注者は、納入日程について発注者と協議の上、予め日程表を提出し発注者の承認を受けること。

4 受注者は、搬入において事故等が発生しないよう細心の注意をもって行うこと。また、機器の据付・調整を十分に行うこと。

5 受注者は、割引認証の設定及び履歴管理については、発注者の指定通りを行うこと。

(検査)

第4条 受注者は、設置完了時に発注者の立会いのもとで検査を行うものとする。なお、検査の結果不良品がある場合は、受注者はただちに良品と取り換えて再検査を受けること。

(指導)

第5条 受注者は、駐車場管制装置等の使用開始時、又は必要に応じ、発注者の指定する係員に機器の基本操作及び応用操作の指導等を行うものとする。

(保守点検)

第6条 受注者は、発注者が良好に駐車場管制装置等を使用できるよう、機器使用に必要な部品の交換、機械の清掃、修理及び調整等の整備（定期・臨時）を受注者の負担において行うものとする。

2 受注者は、4か月に1回定期点検を行い、その結果について発注者に報告するものとする。

3 受注者は、緊急要請が発生した場合は、土日を含め速やかに対応を行うものとする。

4 受注者は、発注者から故障等の連絡を受けたときは、速やかにこれを修理する等適切な処置を行い、その結果について発注者に報告するものとする。

5 受注者は、設置後1年間は交換部品等に発生する費用は無償対応とすること。

6 受注者は、設置1年経過後に交換部品が発生した場合は、発注者と協議を行い速やかに対応すること。

(契約終了時等の対応)

第7条 受注者は、契約期間終了となった場合、駐車場管制装置等の調達機器一式を撤去及び処分すること。また、その際詳細については発注者と協議の上、決定すること。また、何らかの理由により契約を継続できない事象が発生した場合には、受注者により新たな受注予定者の調整を行うものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この契約の履行に関し疑義を生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議し、これを定めるものとする。

別表 1

調達機器一覧表

	機 器 名	賃 借 数
駐車場管制装置一式	自動料金精算機	1機
	駐車券発行機	1機
	割引認証機	20台
	一般認証機	1台
	インターホン（親機）	1台
	インターホン（子機）	2台
	車両感知器	1台
	メンテ操作パネル	1台
	ジャーナルプリンター	1台
	バーキャッチャー	2台
	カーゲート	2台
	防雨テント	2台

別表 2

既設流用品一覧表

	機 器 名
既設品	出庫注意灯
	満空灯
	警報盤
	ループコイル